

令和８年度

神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

○　授業料以外の教育費支援する給付金です。

○　**返還不要**です。

世帯年収がpoint！（保護者2人分の合算額）

年収0円～490万円相当の世帯は対象かもしれません。



課税証明書・特別徴収税額通知書・納税通知書を確認して・・・

住民税所得割額（市・県）の合計額が182,500円未満の方で
保護者が神奈川県内に在住している方は

奨学給付金の給付対象者です！

※要件により給付額が異なります。

対象となる高校生等１人あたりの給付額（年額）

世帯区分	要件	全日制
①生活保護世帯	７月１日時点で生業扶助を受給している	32,300円
②住民税非課税世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が０円（①を除く）	143,700円
③年収270～380万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が105,500円（①②を除く）	47,900円
④年収380～490万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が182,500円（①～③を除く）	35,930円

給付要件等につきましては概要版をご確認ください。

詳しいお知らせ や 申請書類 は、県ホームページ又は事務室にて用意しています。
県ホームページ：https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/

申請締切は、令和８年１２月１５日（火）までです。



問合せ先：神奈川県立生田高等学校　事務室　電話　044－977－3800（音声案内：4）

令和８年度　　＜全日・定時・通信制　概要版＞

神奈川県高校生等奨学給付金（通常給付・国公立）

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金

給付要件と給付額　令和８年７月１日現在で次の要件のすべてを満たす必要があります

⑴　保護者が神奈川県内に在住していること。

- 神奈川県外在住の場合は、お住まいの都道府県へお問合せください。

⑵　対象となる高校生等が高等学校等に在籍していること。

- 高校生等とは、就学支援金、高校生等・新修学支援金又は学び直し支援金の受給資格を有する生徒です。

⑶　次のいずれかの世帯状況に該当していること

対象となる高校生等１人あたりの給付額（年額）

世帯区分	要件	全日制 定時制	通信制
①生活保護世帯	７月１日時点で生業扶助を受給している	32,300 円	
②住民税非課税世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が０円（①を除く）	143,700 円	50,500 円
③年収 270～380 万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が105,500円（①②を除く）	47,900 円	16,830 円
④年収 380～490 万円相当の世帯	保護者等全員の住民税所得割額の合計が182,500円（①～③を除く）	35,930 円	12,630 円

- 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。

○次の国籍・在留資格に該当しない場合は、①生活保護世帯又は②住民税非課税世帯のみが対象

国籍、在留資格

（1）日本国籍を有する者（2）特別永住者（3）永住者（4）日本人の配偶者等
（5）永住者の配偶者等（6）定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
（7）家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、
　　高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

詳しいお知らせ や 申請書類 は、県ホームページ又は事務室にて用意しています。
県ホームページ:https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/

申請締切は、令和８年12月15日（火）までです。

問合せ先:在学している高等学校の事務室
（神奈川県立生田高等学校　事務室　電話　044－977－3800　）又は
神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ　電話　045－210－8251(直通)

奨学給付金対象区分確認シート

Q1　令和８年７月１日現在、保護者が神奈川県内に在住しているか。

いいえ → お住いの都道府県にお問合せください。
※海外在住の場合は対象外です

はい ↓

Q2　令和８年７月１日現在、生徒が高等学校等に在学しているか。

いいえ → 対象外

はい ↓

Q3　次の(1)～(7)のいずれかに該当するか。
(1) 日本国籍を有する者　(2) 特別永住者　(3) 永住者
(4) 日本人の配偶者等　(5) 永住者の配偶者等
(6) 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
(7) 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

はい ↓

いいえ ↓

Q4　令和８年４月以降の入学か。

はい → Q5　在留資格は「留学」か。

はい → 対象外

いいえ ↓

Q5　いいえ ↓

Q6　次の(1)～(3)のいずれかに該当するか。
(1)令和８年７月１日現在、生活保護（生業扶助）受給世帯
(2)令和８年度の保護者全員の住民税所得割合算額が0円（非課税）の世帯
(3)令和８年度の保護者全員の住民税所得割合算額が182,500円未満の世帯

※Q3が「いいえ」でQ4又はQ5からQ6にたどり着いた場合は、(1)もしくは(2)のいずれかに該当するか。
(3)の場合は「いいえ」になります

はい ↓

いいえ → 対象外

奨学給付金　給付対象

(1)の場合 ①生活保護世帯	(2)の場合 ②住民税非課税世帯	(3)の場合で、所得割合算額が105,500円未満 ③年収270～380万円相当の世帯	(3)の場合で、所得割合算額が182,500円未満 ④年収380～490万円相当の世帯